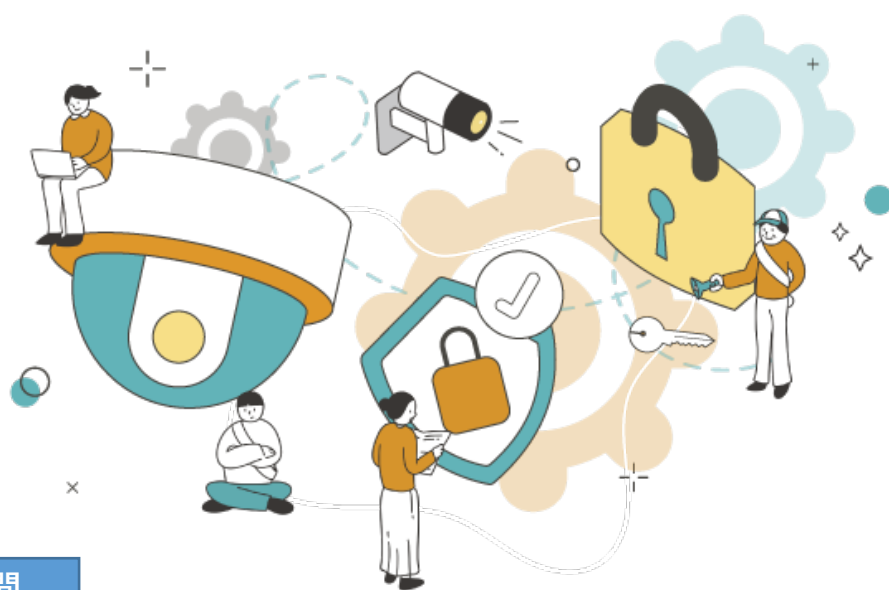


# 横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 利用の手引

(令和 7 年 3 月)



## 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火) から 10 月 31 日(金) まで

## 市ホームページ



地域の防犯力向上緊急補助金



要綱、チラシ、FAQ、様式ダウンロードはこちら

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>

## お問合せ先

防犯緊急補助金 受付センター (開設期間: 令和7年4月1日~令和8年2月27日)

TEL : 045-550-5125 受付時間: 9:00~17:00(土日祝をのぞく)

Email : [bouhan2025@imagination.co.jp](mailto:bouhan2025@imagination.co.jp)

## 目次

- P2 制度の概要
- P3 補助金が交付されるまでの流れ
- P4 申請の手続き
  - P4 <ステップ1> やることを決める
  - P8 <ステップ2> 取組を行う、支払う
  - P9 <ステップ3> 申請する
  - P12 <ステップ4> 請求する
- P14 その他
- P16 問合せ・申請受付先

## 更新履歴

・令和7年3月3日 新規作成

## 制度の概要

### 1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

については、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組を通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

### 2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

### 3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

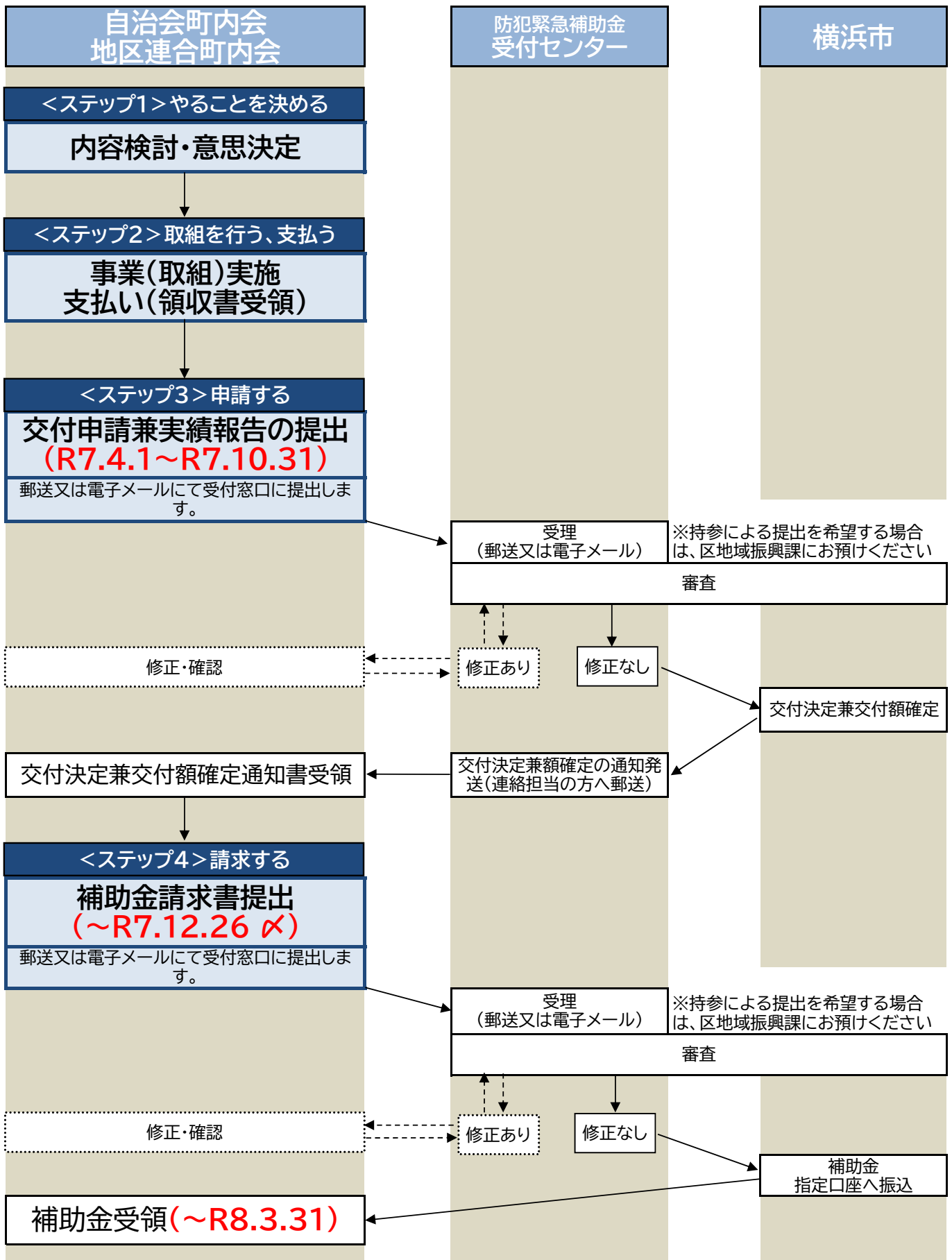
### 4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの
- (5) 事業の実施に必要な手続や維持管理等を、自治会町内会・地区連合町内会の責任において適切に行えるもの

### 5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）  
◆1団体につき、申請は1回です。

補助金が交付されるまでの流れ



## 申請の手続き

### <ステップ1>やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

補助の対象となる事業（取組）は、「1 補助対象事業」のとおり、

『自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組』

です。検討のきっかけとなるよう、取組の例・具体例を挙げていますが、これは一例です。この例に関わらず、地域の実情に応じて自由にお考えください。

ただし、「2 補助対象外事業」、「3 補助対象外経費」もありますのでご注意ください。

なお、総会などに諮った議事録、防犯部会での意見交換などの意思決定の経過などは、市から求められない限り、市に提出する必要はありませんが、記録に残しておくといでしょう。

#### 1 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用</li><li>地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入</li></ul>
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"><li>防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置</li><li>各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入</li><li>防犯啓発チラシの作成</li></ul>
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li></ul> <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>防犯カメラ等の防犯設備機器の整備</li><li>整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li></ul> <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用</li><li>講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用</li><li>講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入</li></ul>

⑥その他、上記に該当しない 防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入</li> <li>・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定</li> </ul>
---------------------------	--

## 2 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

### コラム：上記の（2）は、どういう意味でしょうか？

**Q1** うちの自治会町内会は、毎年、地域活動推進費補助金の交付を受けて各種事業をやっているから、こちらの補助金は利用できないのかな？

**A1** **利用できます。** 団体として、複数の補助金の交付を受けることは可能です。上記は、団体が行う様々な事業（取組、物品購入など）のうち、ひとつの事業に対して2つ以上の補助金交付は受けられない、という意味です。

**Q2** 具体的に教えて？

**A2-1** ひとつの取組に複数の補助金を使うのはダメ！

**具体例**

「防犯カメラ1台を整備するのに、この補助金と地域防犯カメラ設置補助金の2つの制度を両方とも使って、せっかくだから高価な防犯カメラを整備しよう！」  
⇒ひとつの取組に対し、補助金を重複利用は**できません！**



**A2-2** 別の取組に対して、補助金を使い分けるのはOK！

**具体例**

「X路地のセンサーライトの整備にはこの補助金を利用しよう。別の場所Y路地のセンサーライトの整備には地域活動推進費補助金を利用しよう。」  
⇒センサーライトの設置という行為は同じでも、違う場所での（同じものではない）取組に対し、違う補助金を使うので**申請できます！**  
※ただし、別々に支払い、それぞれの領収書を受領してください。

### 3 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

#### <参考>金額が100万円以上（税込）の取組を行う場合

1件の金額が100万円以上（税込）になると見込まれる取組を行うときは、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に基づき、市内事業者による入札または2者以上の市内事業者から同一条件の見積書を徴収し、そのうち、最も安価な事業者を決めてください。

領収書の確認審査の際、要件を満たした事業者であるかの確認作業を行います。

**市内事業者:**①～③のいずれかに当てはまる団体。

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿(※)における所在地分が市内である者
- ②登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者
- ③主たる営業の拠点が市内である、個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

#### ※横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法

◆「ヨコハマ・入札のとびら」入札・契約情報◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

横浜市有資格者名簿



## 入札・契約情報

### 工 事

- ▶ **発注情報**  
 工事の一般競争入札案件の発注情報の検索、一般競争入札・指名競争入札（電子図渡しを指定しているもの）の設計図書ダウンロード、総合評価落札方式実施要領書一覧
- ▶ **有資格者名簿等**  
 有資格者名簿（有資格者名、所在地、登録工種等の情報）、格付工種有資格者一覧、災害協力者名簿、優良工事請負業者表彰名簿
- ▶ 発注見直し
- ▶ 入札・契約結果

### 物品・委託等、設計・測量等

- ▶ **発注情報**  
 物品・委託等、設計・測量等の発注情報
- ▶ **有資格者名簿**  
 有資格者名、所在地、登録種目等の情報
- ▶ **発注見直し**
- ▶ **物品購入（簡易な取り付け工事含む）**
- ▶ 発注見直し
- ▶ 本市発注契約を履行するにあたっての受注業者の方への案内

工事が必要な整備の場合はこちら

→ 同意画面が出ますので、内容確認のうえ、[上記に同意した上で使用します。] を選択します  
 (→ 工事の場合は、その後、[有資格者名簿検索]をクリックします)

#### ◆検索方法◆

##### 1 事業者を検索する場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >> ]をクリック
- ② <工事>
  - > 工種を選択
- <物品・委託等>
  - > 種目を選択
- ③ 所在地区分を選択  
 (100万円未満の場合は[市内]と[準市内]にチェック、100万円以上の場合は[市内]にチェック)
- ④ [検索]ボタンをクリック

##### 2 依頼予定の業者が有資格者名簿登録業者かどうか調べたい場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >> ]をクリック
- ② [商号又は名称]欄に、業者の名称(フリガナまたは業者名を選択)を入力
- ③ [検索]ボタンをクリック



## <ステップ2> 取組を行う、支払う

- ・令和7年4月1日（火）から10月31日（金）までの間に、事業（取組）を実施し、支払いを済ませます。
- ・支払い時には、日頃の買い物のおなじように、うっかりポイントカードを出して、ポイントを付けないように注意が必要です。ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額は、一律、1ポイント1円に換算として補助対象外の経費とさせていただきます。
- ・支払う際は、必ず領収書をお手配ください。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）がなければ、補助金が交付されません。
- ・領収書原本は、団体にて、少なくとも令和13年3月末日まで保存してください（要綱第7条、第15条）。（長期の使用が可能な防犯設備機器を整備した場合は、それ以上の保管の必要な場合もあります。）

### <参考> 補助金交付のできない領収書の例

令和7年4月1日から10月31日までの日付のものが有効です

自治会町内会名を記載してもらってください

領収書

上様 No. 〇〇

発行日 令和7年3月30日

**金額 ￥110,000（税込）**

但 防犯用品一式

上記正に領収いたしました。

株式会社〇〇 〇〇 印

〒

横浜市〇区〇〇1-2

TEL: 〇〇

FAX: 〇〇

内訳 税抜金額

一式表示など、内容がわからない場合は、具体的な内容の内訳、金額の内訳がわかる内訳書などの書類も受領し、添付してください。

## <ステップ3>申請する

- ・「交付申請兼実績報告書（第1号様式）」を提出します。
- ・添付が必要な領収書の写し（コピー）は、『貼付台紙』を利用すると便利です（任意）。
- ・内容の確認などの問合せは、電話またはメールにて、連絡者とやりとりさせていただきます。
- ・交付決定兼額確定の通知は、連絡者住所にお送りします。

（代表者住所は、補助金交付申請の手続きに必要ですが、送付する書類はありません。）

### 1 申請期間

令和7年4月1日（火）～10月31日（金）

### 2 「交付申請兼実績報告書」の入手

- ①すべての単位自治会町内会長あてにお送りした、令和7年3月の区連会資料の中に入っています。まずはご確認ください。
- ②区役所地域振興課にお立ち寄りの際は、お渡ししますのでお声がけください。
- ③受付センターに、メール又は電話にてお問合せいただき、お取り寄せください。
- ④本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

URL：[https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/yoko\\_bhn\\_kinkyuhojo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/yoko_bhn_kinkyuhojo.html)

### 3 提出先

提出方法	提出先など
メール	bouhan2025@imagination.co.jp 提出の際には、メールの件名に「 <u>団体名、申請書</u> 」を記載してください
郵送	〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市 防犯緊急補助金 宛て ・送付用の封筒は申請者が用意してください ・郵便料金をご負担ください
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

#### 4 「交付申請兼実績報告書」の記載方法

第1号様式（第7条第1項）

令和7年4月1日～10月31日  
の間の記載日を記入して下さい。

年 月 日

横浜市 長

自治会町内会名： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

代表者氏名： \_\_\_\_\_

### 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金の交付を受けたいので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、領収書（写）を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平）を遵守します。

チェックをして下さい。

1 事業（取組）の内容 ※該当する内容を全てチェック（✓）してください。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯センサの設置
- その他 \_\_\_\_\_ (団体管理である旨を明示)
- その他 \_\_\_\_\_ (団体管理である旨を明示)
- 防犯講習会の開催
- その他 \_\_\_\_\_

その他の取組であれば、  
具体的に記入して下さい。

添付領収書の写しの総額を記入して下さい。

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 (総費用 \_\_\_\_\_ 円)  
(総費用の9/10(千円未満切り捨て、上限20万円)

3 申請要件等の確認  
次の内容に間違いあり

交付申請額を記入して下さい。  
「総費用の9/10(千円未満切り捨て)」又は「20万円」の低い方

- 実施した内容は、
- 本緊急補助金の利用に際して、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行い、実施しました。
- 今回申請するものについて、地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金その他の補助金等の交付を受けていません(予定を含む)。また、寄附、譲渡、売り
- \_\_\_\_\_ はありません。
- \_\_\_\_\_ 団体の責任で行いました。

内容確認の上チェックをして下さい。

※この書類及び領収書（写）は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

※市役所記入欄  
・町内会整理番号

代表者住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_

連絡者住所： \_\_\_\_\_

連絡者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者電話番号： 日中連絡がつく電話番号

連絡者メールアドレス： メールアドレスが無い場合は空欄可

**必ず記入**

**貼付台紙**

～地域の防犯力向上緊急補助金 交付申請兼実績報告書添付用～

領収書原本を貼った本用紙は、貴団体で、令和13年3月末日まで保存し、  
申請にはコピーをご提出ください（要綱第7条、第15条）。

（ ）枚目 / （ ）枚中

本ページの費用  円

※各ページの費用の合計額が交付申請兼実績報告書の「総費用」となります。

領収書はこちらにお貼りください

（※領収書は全体が見えるように折らずに貼ってください。）


A4判に収まらない場合は、A3判での提出でも構いません。）

## <ステップ4> 請求する

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いたら、速やかに「補助金請求書」を提出します。

### 1 提出期限

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いてから、なるべく 30 日以内の提出をお願いします。  
最終の提出期限は、令和7年12月26日（金）です。

 本事業は、国の交付金により実施する事業です。提出期限を過ぎると、補助金の交付（口座振り込み）ができない恐れがありますので、お早めの手続きをお願いします。

### 2 「補助金請求書」の入手

「交付決定兼交付額確定」の通知に同封しています。

### 3 提出先

提出方法	提出先など
メール	<p>bouhan2025@imagination.co.jp</p> <p>提出の際には、メール件名に「<u>団体名、請求書</u>」と記載してください。</p> <p>※口座名義人と請求者が異なり、印鑑の押印が必要となる請求書の提出は、メールでの提出はできません。</p>
郵送	<p>〒231-8691</p> <p>横浜港郵便局 私書箱第147号</p> <p>横浜市 防犯緊急補助金 宛て</p> <p>・送付用の封筒は、申請者が用意いただくか、「交付決定兼交付額確定」の通知に同封したものをご利用ください。 ・郵便料金をご負担ください</p>
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

### 4 補助金の振込

遅くとも、令和8年3月末日までに、ご指定の口座に入金します。

入金の手続きは行いませんので、記帳によりご確認ください。

## 5 「補助金請求書」の記載方法

「交付決定兼交付額確定」の通知にも同封していますのでご参照ください。

提出は任意ですが、通帳のコピー（口座番号の記載のあるページ）を添付いただくと支払いまでの手続きがスムーズです。

第4号様式（第9条第1項）

記載日を記入して下さい。 年 月 日

横浜市 長

請求者  
自治会町内会名： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

郵便番号： \_\_\_\_\_

代表者住所： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者電話又はメール： \_\_\_\_\_

印

※受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※市役所記入欄  
・町内会整理番号

**横浜市地域の防犯力向上緊急補助金請求書**

この欄は、市で記入して、送付します。

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定兼 \_\_\_\_\_ けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円  
(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

**補助金振込先の口座情報を記入してください。**

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード	支店 本店	支店コード (※2)	
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他( )	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 連帳の名義のとおり御記入ください。  
※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です(記号・番号ではありません。)

**(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)**

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名と、振込先の口座名義が異なる場合は、記名押印が必ず必要です。

「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱」は、次のような事項も定めています。該当する場合は、まずはお問合せください。

### 1 交付申請の取下げ（第10条）

交付決定兼交付額確定通知書の受領後に、申請を取り下げようとするときは、理由とともに、受領の日から起算して30日以内に、「取下届出書（第5号様式）」を提出してください。

ただし、請求書の提出後は、取り下げることができません。

### 2 再申請の禁止（第11条）

交付申請の取下げをした場合は、原則として、再度本補助金の申請を行うことはできません。

### 3 財産の処分の制限（第12条）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間と10年のいずれか短い期間となります。消耗品とみなされる物品の購入や設備の整備であれば問題ありませんが、長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合はご注意ください。

### 4 交付決定兼交付額確定の取消し及び補助金の返還（第13条）

次の事項に該当することがわかった場合は、補助金の交付決定の全部/一部が取り消される恐れがあります。既に補助金が振り込まれている場合は、全部/一部を返還いただきます。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 補助金を受け、購入した物品又は導入した設備を本市又は第三者に譲渡、交換、担保に供し、又は供しようとしたとき。
- (4) この要綱の規定若しくはこの要綱に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。
- (5) 補助事業者から補助対象事業を取りやめたい旨の申し入れがあり、その理由をやむを得ないものと市長が認めたとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

### 5 市が収集する情報の取扱（第14条）

今回の補助事業により本市が収集する情報については、補助事業の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発等で利用することがあります。

## 6 関係書類の保存期間（第 15 条）

領収書などの関係書類は、令和 13（2021）年 3 月 31 日まで保存が必要です。

長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合は、最長で、令和 18（2026）年 3 月 31 日までの保存が必要です。

## 7 書類の閲覧（第 16 条）

交付決定の通知のあった次の書類は、横浜市市民協働条例に基づき、閲覧希望者が閲覧しますので、予めご承知おきください。

また、閲覧希望者が、自治会町内会で保管されている書類の閲覧を希望する場合は、閲覧について相談させていただきますので、その際にご協力をお願いします。

### <閲覧可能な書類>

- ・ 交付申請書（代表者の住所、連絡者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスは除きます。）
- ・ 領収書の写し
- ・ 交付決定兼交付額確定通知書



## 防犯緊急補助金 受付センター

(開設期間:令和7年4月1日から令和8年2月 27 日まで)

・TEL : 045-550-5125

受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝を除く)

・Email : bouhan2025@imagination.co.jp

・郵送 : 〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号

横浜市 防犯緊急補助金 宛て

※対面による対応は行っていません。

(市委託事業者)

イマジネーション株式会社

(事業実施主体)

横浜市市民局地域防犯支援課

TEL :045-671-3709

Email:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp